

福岡藩初期の農村支配について

松下, 志朗

<https://doi.org/10.15017/4493077>

出版情報：経済學研究. 59 (3/4), pp.125-142, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



福岡藩初期の農村支配について

松 下 志 朗

はじめに

福岡藩初期において、長政は如水とは異なる近世大名としての藩政の展開をみせたと考えられる。まず増大した家臣団支配のために知行制を確立すること、その財政的基盤を安定させるためのいわゆる「検地」を迅速かつ効率よく行うための農政担当官僚の任命、年貢徴収法（夫役、運上銀等を含む）の確立、農業の拡大再生産のための諸方策、諸産業の振興、流通構造の整備等、藩内で対処すべきことは山積していた。それらの中で、長政が早急に対策を講じたのは、家臣団の統制であったと考えられる。知行制確立のために、年貢徴収基準としての石高制の設定は後回しにされて、知行表示基準としての「検地」作業が急がれたことは、別なところで述べた¹⁾。

しかしそのことは年貢徴収をなおざりにしたということではない。年貢徴収量の査定を行うために、郡奉行や「地方巧者」の代官が選ばれてその任に当てられたが、従来の研究では長政時代の農政担当者について必ずしも明かでなかったもので、そのことから検討を始めておこう。

1. 黒田長政の農村支配（郡奉行と代官）

近世初期の農村支配機構については、はっきりしないところが多い。後代の「福岡藩民政誌略」²⁾によると、農村の支配行政機構については、次のように記している。

農政の概略は、長政啓上藩の時、一執政を藩庁に入直せしめ、租税金穀の出納を統括せしむ。小河喜助之直（後内蔵丞と改む。壱万石の地を領す）即其人なり。また毎郡を一人の重臣に附して、管轄せしむ。慶長七年御牧郡（後遠賀郡に復す）は井上九郎右衛門之房、鞍手は母里太兵衛友信（後但馬と改む。壱万四千石を領す）粕屋は母里與三兵衛正勝、野口左助一成（三千石を領せり。粕屋は表裏二郡に分ちし故に、二人に任せるなり）が預かりし如き是にて、皆其郡に家居して、福岡に出仕せし人也。

これらの「郡預」を上郡代、大郡代、郡総司とも呼んだという（現存する史料での確認は、管見の限りまだできていない）。その他に郡奉行が置かれて、農政全般を管掌させ、代官を監督して年貢徴収に当らせている。代官は16郡に配置されて其数は40余人だったという。代官の下に

1) 松下志朗『幕藩制社会と石高制』（塙書房）

2) 『福岡県史資料』第1輯

表 1 郡奉行一覧

氏 名	慶長十年知行高	家 格	推定支配郡域	居城
井上九郎右衛門之房	15000石	大御譜代 (年寄)	御牧郡	黒崎城
母里多兵衛友信	15000	大御譜代 (年寄)	鞍手	鷹取城
栗山四郎右衛門利安	15000	大御譜代 (年寄)	上座	左右良城
後藤又兵衛基次	10000	大御譜代 (年寄)	嘉摩	大隈城
黒田宗右衛門直之	12000	御 家 門	夜須	
村田兵介吉次	2000	大御譜代 (年寄)	夜須	
黒田三左衛門一成	8000	大御譜代 (年寄)	下座	
桐山孫兵衛丹斎	9000	大御譜代	御笠	
手塚水雪辰連	2700	大御譜代	宗像	
佐谷久兵衛俊職	400	大御譜代	那珂	
吉田六郎大夫長利	800	大御譜代	早良	
宮崎助大夫安尚	2600	大御譜代	穂波	
林太郎右衛門直利	3000	大御譜代	穂波	
母里与三兵衛正勝	2700	大御譜代	席田	
野口左助一成	2000	大御譜代	粕屋	
菅七郎兵衛正元	100	古御譜代	怡土 (志摩)	
青木三郎衛門正重	1000	大御譜代 (海上奉行)	志摩	

史料…『福岡県史』近世史料編・福岡藩初期378・392・1356・1370号文書

備考：推定支配郡域については、池畑裕樹「慶長・元和期の福岡藩政の展開 (上)」
 (『福岡県地域史研究』第4号) 参照

は下代、取立代官、升付奉行が附属して業務を助けていたと「福岡藩民政誌略」は記している。

そこで次に現存する同時代の史料から、その間の具体的な状況を検討してみる。慶長10年幕府の御前帳である郡帳の徴収に際して、9月19日発給されたものと考えられる黒田長政書状は、小早川秀秋時代の村高を一村ごとに書き出させて、一郡の帳を作成することを命じているが、その後10月18日に再び郡中帳を督促している。ここで問題となるのは、その書状の宛先である。郡中帳の作成者は、即ち郡政の責任者(郡奉行)であると考えられるからである。その一覧を表1に示そう。

それを見ると、黒田長政の初期の農村支配は、6端城の城主をはじめ大身の家臣を中心に「諸事仕置」がなされていたといえよう。そこではまだ戦国時代的な支配体制の残滓が認められる。

そもそも戦国時代においては、在地勢力にたいする影響力を発揮するために郡代が登用されており、大内氏の場合守護一守護代一小守護代一郡代という支配機構のもとで領国支配が行われたが、国の構成単位は郡であり、郡単位に郡帳が作成され、郡代が土豪層から登用されて置かれている。そして郡代は1人ないしは複数採用され、郡帳作成や下地打ち渡しなどを行ったという³⁾。

ところで前掲の表1によると、6端城の城主全員が姿をみせてはおらず、また100石台の輕輩の家臣が3人も登用されていることなども、注目される。基本的には大内氏時代の支配機構または制度を継承しながらも、郡代を土豪層等からは1人も採用せず、播磨時代以来の「大御譜

3) 佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」(『九州大名の研究』吉川弘文館)

福岡藩初期の農村支配について

表2 近世初期の代官一覧

年 月	代官名	預 高	預地郡名	所在地	格式	家禄
慶長6年3月	大塚久兵衛	1081石177合	上嘉麻 郡	郡外	古御譜代	
3	後藤又兵衛	168. 793	嘉麻	?	大御譜代	14000
3	長井八郎右衛門	28. 100	穂波	給地残	大御譜代	400
3	林太郎右衛門	462. 941	穂波	給地残	大御譜代	3000
3	林太郎右衛門	321. 460	穂波	給地残		
3	桐山孫兵衛	1334. 836	三笠	同一郡	大御譜代	4000
3	原田又左衛門	705. 894	粕屋	?	古御譜代	150
3	土橋五郎右衛門	17. 230	早良	給地残	(のち浪人)	1400
如水発給10	馬杉喜右衛門	1611. 809	宗像	?	古御譜代	3940
如水発給10	奥山三河入道	598. 466	粕屋	郡外	(立花姓)	200
慶長7年3月	青木三郎右衛門	5100. 608	志摩	?	大御譜代	1000
12	林太郎右衛門	1478. 062	那珂・穂波	給地残と周辺		
12	門名二郎右衛門	3272. 088	嘉麻・穂波	給地残他	(臼井姓)	1500
12	尾江藤太夫	783. 024	那珂	郡外		1500
12	桐山孫兵衛	3336. 565	三笠	同一郡		
12	黒田宗右衛門	5436. 552	夜須・嘉麻	郡外か	御家門	12000
12	大塚久左衛門	1275. 643	怡土	給地残	古御譜代	150
12	小西助丞	69. 086	三笠	給地残	(新参)	400
12	松本吉右衛門	519. 841	御牧	郡外	(主殿)	700
12	村田兵介	1376. 597	不詳	?	大御譜代	2000
慶長9年閏8月	松本主殿	2492. 987	粕屋・菟田	給地残	大御譜代	
閏8月	林太郎右衛門	500.	嘉麻	給地残と周辺		
9	桐山孫兵衛	4457. 065	三笠	同一郡		
9	平松金十郎	28. 756	夜須	給地残	古御譜代	700
12	菅六介	1408. 920	志摩	郡外	大御譜代	2000
慶長12年12月	桐山丹齋	908. 773	夜須	給地残		
慶長13年2月	黒田美作守	1202. 004	下座	同一郡	大御譜代	12000
15年2	大塚久左衛門	13. 739	怡土	給地残他	古御譜代	150
2	村田兵介	5067. 515	不詳	?	大御譜代	
16年1	菅和泉守	5. 130	志摩	郡外(六介)	大御譜代	
元和4年1月	大塚久左衛門	3014. 708	怡土	給地残と周辺		
5	菅和泉守	20604. 090	早良他3郡	郡外		
5	脇山三郎左衛門	3044. 143	早良	給地残		100
7年5	小西助丞	4261. 171	三笠	同一郡		
5	寺田伝右衛門	2202. 320	菟田	?		250
5	村田出羽守	500.	夜須	?	(兵介)	
7	菅和泉守	1000. 602	早良	郡外		
9	菅和泉守	5719. 326	早良他3郡	同一郡と郡外		
年不詳 3月	立花三河守入道	598. 466	粕屋	郡外	(新参)	4000
5	臼井次郎右衛門	6905. 082	早良他4郡	?	(新参)	150
如水発給12	菅六介	不詳	下座	?		

史料…『福岡県史』福岡藩初期上・下参照

表3 代官衆一覧

氏 名	家禄	格 式	氏 名	家禄	格 式
母里浄甫	2700石	大御譜代	吉村九郎	120石	
吉田六郎太夫	1200	大御譜代	飯尾利右衛門	100	新参
佐谷久兵衛	400	大御譜代	菅六郎兵衛	100	
吉田三郎兵衛	300	大御譜代	福島宗仁	100	
近藤太郎左衛門	300		北村浄了	100	大御譜代
高屋久蔵	300		休楽	100	
原田右衛門尉	200	古御譜代	大野九郎右衛門	100	大御譜代
神崎刑部丞	200		菅七郎兵衛	100	古御譜代
小林新兵衛	200	大御譜代	三ヶ門三郎太夫	100	古御譜代
野上宗甫	200		原田三郎右衛門	100	新参
原田又左衛門	150	古御譜代	林藤右衛門	50	
大塚久左衛門	150	古御譜代	山田八郎兵衛	50	
山本三郎右衛門	150		石野与兵衛	50	
関次郎右衛門	150		倉八左京	30	
塚本七郎右衛門	150	古御譜代	岸本五郎兵衛	200	大御譜代
貝原宗喜	150	大古（ママ）	小河久助	500	
千代平右衛門	150	古御譜代			

代」で固めたことは、黒田長政が草創期から在地支配に自信をもって臨んだことを示すといえよう。100石台の輕輩の吏僚派を選んでいることにも、その間の事情がうかがえる。このように領国支配の要は、黒田氏の有力譜代層でおさえながら、他方郡代の下に置かれる代官についても、その登用原則を同じにしている。なお郡代の職掌は、大内氏時代とおなじく郡帳作成や在地支配などであった。例えば慶長10年幕府の御前帳徴収にさいして、郡中帳の作成が郡奉行に命じられたことは先に述べたが、その他にも年紀不明の12月7日付け長政黒印状写⁴⁾によれば、日照りに備えて水が切れないように各郡の見廻りするよう農事奨励のことを郡奉行に命じている。

しかし年貢収納については、また別の実務的な機構に依っていたが、それについては後述することにしよう。

郡奉行のもとで蔵入地の農村支配に当たって

いたのは代官である。そこで現在知りうる同時代の資料で慶長期における代官預地の状況を次に示しておこう。

表2は、現存する黒田長政の代官預状を1通ごとに整理したものであるが、これを一覧するとき、注意をひかれるのはさまざまな階層（家禄）の家臣団が代官に任じられていることであろう。しかも特徴的なのは土着の豪族層は姿をみせず、「古御譜代」または「大御譜代」で占められていることである。「新参」者は臼井次郎右衛門など3名にしかすぎない。ということは、福岡藩は当初代官預地を、その周辺に知行地を有している有力家臣に包括させて、その支配・管理に当たらせていたといえよう。

他方後代に編纂されたと考えられる「慶長年中士中寺社知行書附」⁵⁾には代官衆の氏名と家禄を記しており、比較のために表示すると、表

4)『福岡県史』近世史料編 福岡藩初期 810号文書

5)『黒田三藩分限帳』（福岡地方史談話会）

3 のようになる。

この代官衆の書き上げが何時の時点でどのような事情によってなされたのか判然としないが、母里浄甫・吉田六郎太夫を除くと、500石以下の家臣であり、その大半は200石以下の者であるとしてよい。表2では1000石台以上の家臣が過半数を占めており、その代官預地が知行余地であることが予想され、その点では表3における吏僚としての代官衆とは、性格を異にするものであったのかと考えられる。表2・3に共通する人名は、原田又左衛門・大塚久左衛門2人のみであることを合わせ考えると、郡奉行のもとに置かれた代官衆のみでは農村支配を十全になしえず、有力家臣の力をも借りなければならなかったであろう。なお慶長19年正月5日の掟⁽⁶⁾によれば、郡中万小物成の皆済切紙の保管、諸代官の米・大豆の払い方等3カ条を達しているが、その宛先は郡奉行・浦代官・4人の触頭宛となっている。それらの年貢算用の役職が、どのように系列化されているのか判然としないが、ここでは事実を指摘するにとどめておく。

2. 近世初期の年貢収納機構

そこで次に福岡藩初期における年貢収納形態の概要をのべて、その後藩職制との関連で年貢皆済状にみられる宛名を問題としていこう。

まず藩政初期の年貢収納については、以前に検討したことがあるが⁽⁷⁾、ここで必要な限りにおいてその概要をまとめておく。即ち慶長期は反取法による惣検見であったと推定されること、したがって村高は本年貢の収納の基準ではなか

ったと考えられること、免率が付記されていてもそれは前年との増減を見るための参考値でしかなかったことを明らかにした。現場での視角からみるならば、収穫前に「田頭にて見はからひ」百姓と代官または給人との話合いで年貢収納量が決定される。もし話合いが決着しない場合は、「枅付」が行われる。「枅付」とは各筆の上・中・下の等級を定めて一カ村の収穫量を算定し、年貢収納量を定める方法である。

このような年貢収納法は慶長期でおわり、福岡藩では元和4年春免制が採用された。この年貢収納法は、春期田植時に年貢収納量を決定する、一種の定額上納制度である。幕府の享保改革のおりに採用された定免制と同じく、年貢収納量の安定化と増加を狙ったものとしてよからう。

そこで次に断片的な史料で、年貢収納の実態を検討してみよう。時代は少し下るが、元和8年8月29日の長政条書写⁽⁸⁾の3カ条に「惣様之算用、安右衛門ニ加り究候者書立、別紙ニ遺候間、校量候て右之内可申付由内蔵允ニ可申候、我ら存候ハ和泉・藤右衛門式人を加可然候はんかと存候」とある。この史料が意味するところは、「算用」の総轄は喜多村安右衛門として、それに和泉守（管か）・藤右衛門（宮崎か）を補佐として起用しようというものであろう。この喜多村安右衛門の上には最高責任者として、小河内蔵允が位置していたが、「度々申候様ニ、内蔵允事万用之儀共多候間、大かた之儀ハ其方請取候て用を相調可申候」⁽⁹⁾と長政から命じられているように、喜多村安右衛門が大方のことは取り仕切っていたようである。また年代不明の3月24日長政黒印状写⁽¹⁰⁾には、「当年之免定念を

6) 『長政公御代御書出令状』(九州史料叢書二九、九州資料刊行会)

7) 註1に同じ

8) 註4、384号文書

9) 註4、429号文書

10) 註4、1261号文書

入、書立候て適宜ニ可越候」と申し付けていることは、喜多村安右衛門が年貢収納の実質的責任者であったことを示している。慶長14年8月16日の長政判物⁽¹¹⁾によれば、「慶十三年分惣倉米払済候者共、日限を定、次第次第番折ニ仕、到登城候て、喜多村安右衛門・宮崎平兵へ手前ニて算用可相究候」とあり、年貢収納の実質的責任者が喜多村安右衛門・宮崎平兵へであったことが知られる。

なお喜多村安右衛門は、慶長期1100石の家禄を有し船手衆に任じられているが、郡奉行や代官としては名を現す事なく、したがって農村支配の担当吏僚としてではなく、小河内蔵允の配下にあつて、専ら藩財政を担当していたものと考えられる。ちなみに喜多村安右衛門の姉は、「増益家臣伝」八・九によると、小河内蔵允の義母であった。

さて代官の名前は先に掲出したが、その役目について簡単に触れておこう。年代は不明であるが、初期のものと考えられる10月26日付けの長政黒印状⁽¹²⁾によると、各代官の家持ちでない者は早良郡鳥飼之浜に屋敷を与え、家持ちの者は妻子を引き連れて福岡へ来住するように命じている。そのことはつぎのように農村居住を禁止するものであった。

一右之者共、此表ニしかと相詰可罷居候、代官所ニ用所在之時は、其時々ニ罷越、用をも叶可申候、常に在郷ニ罷居候事可為曲事候、

この指示は、代官による恣意的な夫役徴収を規制するところにあつた。在郷居住による農村における隷属的主従関係を断ち切り、年貢収納に支障を来さないようにする政策であつた。そ

れは慶長17年9月1日の長政掟書⁽¹³⁾にも「蔵入百姓人別一ヶ月に一日定、代官可召仕事」とあるように、年貢賦課の対象である本百姓の保護・統制に心を砕いたのである。慶長18年12月10日の長政掟9カ条⁽¹⁴⁾は、代官・給人と百姓の関係を規定したものであるが、そのなかで「对代官・給人、百生申分有之候ハ、至当時郡奉行迄可申理候」と郡奉行に命じている。百姓の言い分を充分に聞くように申し渡しているのである。

ところで福岡藩は元和3年10月に畑方の春免制を採用したが、翌4年にはそれを田地全般に及ぼした。そして「物成次第第二劣候ハ、其村々代官仕様悪敷付て、可為其分候、今度代官替申付候間、百姓共ニ前廉之儀不殘可申候、当代官より聞立候て可言上候、若唯今申付代官として、先代官之かこひ隠置候ハ、過錢可申付事」⁽¹⁵⁾と喜多村安右衛門・松山伊兵衛に命じている。ここでは年貢増徴の志向を打ち出して、代官の入れ替えがなされたことを記しているが、その間の事情を探るために年貢皆済状を検討してみよう。

寓目しえた近世初期の年貢皆済状を、その書状形式に注目して見てみると、慶長10年の時点で変化を示している。一例を挙げよう⁽¹⁶⁾。

黒田長政皆済状

慶六其方代官分納米・大豆之事

- 一 米百五拾七石四斗七升九合貳勺 納舛
 - 一 大豆百貳拾三石九斗九升三合六勺 同舛
- 右慶六より明七年拾月までの算用見届、指引皆済如件

13) 『黒田家譜』(歴史図書社)

14) 註6に同じ

15) 註6に同じ

16) 註4、1063号文書

11) 「五所八幡宮文書」(渋田茂昭氏蔵)

12) 註4、1365号文書

慶七年

十一月廿日

(長政)

(黒印)

真鍋与吉弁

即ち慶長6年の皆済状は黒田長政の黒印をす
えて、真鍋与吉に宛てられた形式となっている
が、慶長10年以降は、管見の限り次のように例
えば「友可」という筆者名を付けるように変化
している¹⁷⁾。

黒田長政皆済状写

慶九年其方代官分高辻物成之事

米七拾七石七斗六升七合五勺 納升
合

大豆三拾六石七升貳合七勺 同升

右皆済如件

慶長拾年九月廿八日

長政 御黒印

板付村(定友)

次郎右衛門弁

筆者

友可

このことは少なくとも長政に代わって、年貢
の算用をなし、皆済状を発行する徴税吏の集団
が形成されたことを示す。

そこで年貢皆済状に筆者名が記されているも
のを一覧表にすると、表4のようになるが、そ
の者たちの知行高をみると、700石を上限として
100石台の中下級武士が多い。この「筆者」グル
ープは、表2の近世初期の代官名と重複しない
ことから、代官衆とは異なった吏僚派とみてよ
い。

さて次に年貢収納の実態について検討するが、
年貢皆済状・算用状など具体的な数字を記した
史料は断片的で、まとまった理解をうることが
できない。そこで後年の編さんにかかわる二次
史料ではあるが、年代記としての「古記」¹⁸⁾を取
り上げて、その一端に触れてみたい。この「古
記」は天正より寛文年間の記事をあつめている

表4 「筆者」グループ一覧

筆者名	年貢皆済状に現れる年代	家禄・由緒
友可	1605(3)1606(1)	200石 古譜代
花房清次	1605(4)1606(9)1608(1) 1610(1)1611(6)1613(4)	
岩崎平兵衛	1607(1)1609(8)	700 古譜代
春故	1608(3)1610(6)	150
高原孫十郎	1612(7)1615(8)1621(3)	400
花房次左衛門	1616(1)	600
山田勘兵衛	1619(2)	
玄知	1619(1)	
明石加平次	1621(2)	200

史料…『福岡県史』近世史料編 福岡藩初期上・下

備考：() 内は件数

表5 志摩郡板持村の年貢収納

年 代	記 事
慶長11年	國中惣升付
12	免相4ヶ年ヲ折合
13	免ハ前ノ徳米ニ5歩上り
14	升付請
15	升付請
元和7年	田方御免石別3斗1升
寛永7年	田方御免石別3斗3升5合・畠方御免石別3斗3升3合
10	升付請
12	升付請
13	御免相黒田監物殿ニテ済 (以下省略)

が、年貢に関連するものを纏めると、表5のよ
うになる。

この「古記」は本百姓にとって最大の関心事
である年貢関係の具体的記事に乏しいが、それ
は他の史料も同じである。ところで「升付」に
ついては前にも述べたが、年貢徴収者と百姓と
の間で意見が異なる場合、検見取りにすること
である。平年作の時は「田頭にて見はからひ」
にして年貢徴収者と百姓の合意で決められた年
貢を納付する。慶長11年には藩領全域に「升付」
が行われており、その成果をもとにして翌年か
ら4カ年定額としたのではないかと推測される
が、しかし当初の見込みとは異なり、慶長14・

17) 註4, 85号文書

18) 『福岡県史』近世史料編 年代記

表 6 白井二郎右衛門代官所年貢皆済状一覧

年月日	米	大 豆	(免)	皆済年度
慶長 9 年 9 月 26 日	864石945合	72石986合	28.7%	慶長 8 年分
12/10/11	968. 266	? 29. 378	30.5	11
12/11/26	1. 323. 7			払残分
14/ 1 /20	896. 504. 5	55. 482. 5	29.1	12
14/ 9 /21	1244. 450. 3	116. 941. 2	41.6	13
15/11/23	1462. 516. 5	125. 247. 3	48.5	14
17/ 5 /24	353. 722. 2	132. 348	14.9	16
18/ 8 /28	468. 807	146. 207. 3	18.8	17
20/ 7 / 7	411. 990	75. 381	14.9	19
元和 3 /10/11	419. 364	87. 480	15.5	元和 1 年分
3 /10/12	496. 220	74. 930	17.5	2
5 /10/26	603. 704	157. 252. 7	23.3	3
	1557. 565	567. 500. 7	30.8	4
7 / 7 / 2	1717. 837	561. 302	33.0	6
9 / 3 /30	1703. 441. 8	596. 044. 3	33.3	7
10/ 2 / 7	1397. 478. 8	548. 117. 8	28.2	8
寛永 7 / 8 /17	1717. 311	176. 825	27.4	寛永 6 年分

5 年は「升付」となっている。いずれにしても元和 4 年の春免制採用までは、平年作は反取毛見取法であったことが知られる。年貢の納付者である本百姓側の史料に乏しいので、次に年貢を徴収する側の史料を検討しておこう。

まず白井二郎左衛門安宣は、父親の代から筑前国嘉摩郡代官職に任じられてきたが、長政の入国以降も引続き嘉摩・穂波両郡の一部の支配にあたってきた。自分の知行地は150石である。その後元和 9 年長政の死後、三男長興に従って秋月藩の家臣となった。表 6 に掲げた一覧は福岡藩時代の年貢皆済状である。ところで白井二郎左衛門の代官目録は慶長 7 年嘉摩・穂波両郡の各 1 村3272石 8 升 8 合、元和 4 年以降のものかと推定される年代不明の合計6905石 8 升 2 合 9 勺（早良郡 2 村・志摩郡 2 村・嘉摩郡 1 村・穂波郡 1 村・那珂郡 1 村）の 2 通しか残されていない。したがって代官支配高と年貢皆済高とを単純に比較することは許されないかもしれな

いが、一応の年貢率の傾向をみるために元和 3 年までを春免制採用以前のものとして代官高を前者のものを当て、元和 4 年以降は後者の代官高で比較してみる。

仮の免率を推定すると、上掲の表のようになるが、最低14.9%から最高48.5%の間にあり、その格差は大きいと言えよう。また元和 3 年度分以前のものが相当なばらつきをみせているのに比して、春免制採用以降は30%前後で比較的安定した数値を示している。元和 4 年の春免制採用に際しては、若干切り替えの時間を必要としたらしく、次に掲げるように 2 年度分を一紙にまとめてローマ字黒印を押し、惣算用の責任者である喜多村安右衛門と松山為兵衛の花押が据えられ、筆者名が裏書された書式をとっている¹⁹⁾。

松山為兵衛・喜多村清忠連署皆済状

19) 註4, 334号文書

表 7 桂菊右衛門代官所年貢皆済状一覧

年月日	米	大 豆	皆済年度
慶長 9 年 9 月 26 日	55石526合	5石254合	慶長 8 年度分
10 / 9 / 28	367. 294	78. 161	9
11 / 10 / 28	208. 145	52. 311	10
12 / 10 / 15	137. 057. 18	18. 475. 37	11
12 / 12 / 3	535		11 払残分
13 / 12 / 29	115. 118.	15. 880	12
14 / 8 / 25	138. 606. 02	7. 833. 66	13御牧郡 2 村牟田開分
14 / 8 / 25	117. 631	20. 124. 8	13
15 / 11 / 14	134. 714. 78	11. 014. 12	14
16 / 6 / 4	286. 609. 6	26. 919. 3	15
17 / 5 / 15	161. 841. 3	27. 905. 7	16
18 / 8 / 19	211. 727	11. 088. 3	17
20 / 7 / 22	186. 177	21. 247	18
20 / 7 / 29	62. 195	8. 224	19
元和 3 / 10 / 12	72. 079	3. 228	元和 2 年蔵米算用分
5 / 10 / 26	176. 341. 1	26. 794. 3	3
	986. 574. 64	141. 376. 45	4
7 / 6 / 24	1016. 213.	140. 517	5
9 / 4 / 3	1047. 374. 9	149. 960	7
10 / 7 / 5	1040. 999	148. 341. 2	8
寛永 1 / 12 / 25	618. 163. 5	81. 099. 1	9
3 / 4 / 6	678. 247. 9	81. 091. 9	寛永 1 年分
4 / 2 / 23	714. 416. 3	84. 958. 1	2

元和三年・同四年其方代官分米・大

豆払相済事

(如水ローマ字朱印)

米百七拾六石三斗四升壹合壹勺

納升

元和三年分

(如水ローマ字朱印)

大豆貳拾六石七斗九升四合三勺

同升

(如水ローマ字朱印)

米九百八拾六石五斗七升四合六勺四才

同升

元和四年分

(如水ローマ字朱印)

大豆百四拾壹石三斗七升六合四勺五才

同升

右皆済如件

元和五年十月廿六日 桂 聞右衛門弁

(清忠)
喜多村安右衛門 (花押)

松 山 為 兵 衛 (花押)

(裏書)「筆者玄知 (花押)」

次に桂菊右衛門の事例を取り上げて表示しておく。彼は「明良啓藩志」⁽²⁰⁾では「桂菊右衛門近信 桂万助」とあり、その万助は慶長・元和期の分限帳⁽²¹⁾によれば、当初は知行高100石、後には160石を与えられている。代官として名を現す史料が残されていないが、慶長9年の長政黒印状⁽²²⁾に、「慶長八年其方代官所定徳之事」とあり、代官に任じられていたことは間違いない。代官預高が不明であるので算用高と比較するこ

20) 福岡県立図書館所蔵

21) 註5に同じ

22) 註4, 318号文書

とはできないが、年次的に算用高の動向をみると、やはり臼井二郎右衛門と同様に元和4年の春免制採用を境にして、異常な増加振りを示している。或は代官預高の増加によるものかもしれないが、元和期後半の高い水準は寛永期に入ると、若干減少している。それ以上のことを示唆する史料に欠けるが、これまた春免制採用の一つの側面を示すものではなかろうか。それは前にも引用した元和4年正月23日の覚書⁽²³⁾に「年々所務さかり候村之儀、或ハ村中煩候て、其村ヲヲシ候哉、或ハ年々水損候か、左様之現在之申分歴然ニ候ハ、無申事、左もなく物成次第第二劣候ハ、其村々代官仕様悪敷付て可為其分候」としていることは、年貢増徴の強い政策志向を現しているとしてよからう。

以上検討してきた福岡藩政初期の動向は、長政時代に既に年貢増徴の志向をあからさまにして、その安定的収納方式を確立していたと言える。

3. 福岡藩初期の開拓と分村について

ところで福岡藩初期の開墾・干拓事業は、その藩域の広さにもかかわらず、それほど活発な動きを示していない。藩主導型の大規模工事が、それほど活発ではない。

まず「慶長中調 筑前国各村別石高帳」⁽²⁴⁾と「万治年中免帳」⁽²⁵⁾との石高を比較してみると、慶長年間には全く石高記載がなされず、万治年間に至って姿を現す村が39カ村ある。『筑前国続風土記附録』⁽²⁶⁾の記事と照合してみると、その

内31カ村は慶長期の枝村が万治期に名前を現してきたもの(石高の上で一村立てとなったもの)であって、耕地開発の成果とは考えられない。

なお耕地開発されても本村の石高の中に込められていると推定されるものが、11カ村あり、それらを併せて揭示すると、表8のようになる。

まず夜須郡石櫃村の事例は、古市彦太夫が山家村の境地の石櫃井手を造築して田圃に給水したことにより万治年間には村高を付されるようになったのだという。古市彦太夫は秋月藩家老宮崎氏の家臣であったから、この事例は長政死去以後の事かもしれない。

このような若干の田地を開墾して一村を立てることは他にもみられた。表粕屋郡の新長者原村がそうである。『筑前国続風土記附録』には「元和二年大隈・仲原・戸原・内橋四村の境地を開きて村を立らる」とある。鞍手郡の縁山村については、「此村、慶長年中に、農人三人初て来り住す。今は十戸あり。……炭薪を販て産とす」とあり、耕地を開墾しての開村ではない。おなじ鞍手郡の上木月村も大友氏の遺臣武谷刑部直繁が応永年間木月村の松隈に來住して、開墾を進め農民となったという。以上の5カ村については、長政時代以降新しく立村されて石高を附されたものであるが、長政の農政によるものではない。

表8中であきらかに長政時代に新田開発されたものを、以下取り上げておこう。

志摩郡の新田村については、『筑前国続風土記』⁽²⁷⁾に「前原村の北に小邑あり。長政公、斥地を開て、田となさしめ玉ふ故に新田と号す。家臣菅和泉正利をして、其事を監察せしむ」とある。次に御牧郡(遠賀郡)の今古賀村について

23) 註6に同じ

24) 福岡県立図書館所蔵

25) 九州大学経済学部所蔵

26) 文献出版社

27) 『福岡県史資料』続第4輯

表 8 福岡藩の主な耕地開発

郡 名	村 名	万治年中村高	記 事
鞍手 御牧	新山崎	石 合	慶長 5 年初めて立村
	上底井野	1252. 042	慶長 8 年杉又左衛門開墾，年貢・諸役 3 カ年免除
	中底井野		
	下底井野	1017. 823	
鞍手	縁山	6. 314	慶長年中に農人 2，3 人来住，炭薪を生業とする
志摩	潤	(446. 414)	元和元年土師村枝村より立村
表粕屋	新長者原	400. 702	元和 2 年大隈・仲原・戸原・内橋 4 村の境地を開いて立村
	戸原	967. 198	
鞍手	御徳		元和 4 年守田中務氏則開墾
粕屋	新原	100. 000	
那珂	春日原	(1126. 675)	元和 4 年開墾の書き出し
志摩	新田	(742. 861)	元和 4 年菅和泉正利の開墾
夜須	山隈	[91. 501]	大坂落人平田孫作開墾，元和中中立村
夜須	石櫃	104. 515	石櫃井手を造築して田圃滋養の益となす
鞍手	上木月	571. 111	大友の家臣開墾して農民となる
御牧	今古賀	668. 078	長政入国後，広渡村の沼を埋めて立村
御牧	木守	958. 189	浪人松本亦左衛門開墾
怡土	高祖		日向山們を開墾

備考：（ ）内の石高は元禄 7 年分，[] 内の石高は天保 5 年分

史料…「慶長中調 筑前国各村別石高帳」，「田圃諸聞」，「筑前国統風土記附録」，「明和諸土書上」，「福岡啓藩志」，「代鈴記事」

は、『筑前国統風土記』に「其始は広渡村の境内にして沼なりしを，長政公入国の後，墾して民家を立村とす」とあって，沼を干拓して耕地に開発したことがしられる。同郡の木守村も同じように沼地を干拓したものである。「此所始は大曲と云沼なりしを，長政の時家臣竹森石見をして是をひらかしむ。」と記されている。これについては「藩祖時代 福岡民政考」⁽²⁸⁾には大内氏の支族杉軍兵衛が浪人した後松本亦左衛門と改名して開墾に従事したとしている。以上 8 カ村は慶長年間には村高が附されていず，万治年間までに立村してきたものの中から開発に少しでも関与したものであるが，その他に管見の限りで長政時代に開発された村を検討しておきたい。

まず御牧郡の底井野村の開発が注目される。慶長 8 年 10 月 8 日長政から底井野村の杉又左衛門に宛てられた書状⁽²⁹⁾を引用しておく。

底井野村之内上村・中村・下村，右三ヶ村之無田開之儀，其方ニ申付候条，何程モ才覚仕，開可申候，従最前如相定，開申年より三ヶ年ノ間八年貢又ハ諸役可赦免者也，仍如件
これによると，福岡藩の耕地開発も 3 カ年は年貢・諸役が免除されていたことがしられる。鞍手郡の御徳村については，元和 3 年までに浪人守田氏則が 160 石の地を得て，立村している。元和 4 年 2 月 9 日小河内蔵充が守田中務に宛てた書状⁽³⁰⁾は，つぎの通りである。

鞍手郡勝野村，同郡新多村之内ニテ，一作百

28) 東京大学史料編纂所蔵

29) 註 28 に同じ

30) 註 28 に同じ

六十石余開立，此度貴殿出精之趣達御上聞，御直ニ拝領被仰付之旨ニ候得共，御理申上候次第，御尤ニ被思召上，依之為御褒美，開立分之役目永代御免被仰付者也，難有頂戴可有之候，仍て為後年証文如件

「藩祖時代 福岡民政考」によると，元和元年長政自ら鞍手郡内を視察して，浪人の守田氏則を勝野村に移住させ，30人扶持の俸禄を興えて開墾にあたらせたという。同じ様な方法で，長政は元和4年粕屋郡の原野を100石程開き，新原村と命名している。又同年菅和泉正利に志摩郡の新田村を開かしめ，夜須郡山隈村の土地では大阪の落人平田孫作に開墾を命じ，176石余の田地を得たという。山隈村の石高は天保5年の村高は91石余であるから，耕地としては熟田畑になりうるようなものでは無かったのかもしれない。ところで長政時代の耕地開発は，浪人や農民のみに任されたのではなかった。

史料⁽³¹⁾を挙げておこう。

怡土郡五郎丸之内ひなた山ニ新村相立候，罷越荒所等開候ハ、，二年は年貢可免許候，諸役は三年可相除候，以此旨，才覚次第可申付候也

この書状は，長政より手塚水雪に直接宛てられたものであるが，前掲の底井野村の場合と違って，年貢の免除期間は2年となっている。この開発の場合，高祖村の百姓式部左衛門が開墾を企て，それを聞いた長政が当時怡土郡に居た手塚水雪に命じて，郡役を使役させた事情が働いたのであろう。あと鞍手郡新山崎村，志摩郡潤村が長政時代に1村建てとなっているが，どのような事情によるものかはっきりしない。

ところで長政の開墾に関する姿勢をよく示す

ものとして，那珂郡春日原と粕屋郡新原の耕地開発の法令⁽³²⁾が注目される。

黒田長政判物写
(端裏付紙) 御無足
「 村田加兵衛所持
写 従長政公
村田等諸士宛
」

以上

今度於那珂郡春日原，田畠開申付候間，国中百姓共之内，其村ニ居候ても田畠不作百姓共，蔵入・給地方共ニ，代官・給主ニ相理，望次第ニ罷出，田地可相開候，慶長十九年大坂錯乱以前，少々罪科付而他国へ走候者之儀，右之新地百姓ニ於罷成は令赦免候条，先住之為村中，不可有違乱候，大分之於科人は各別之儀候，以此旨可召集者也

元和四年

卯月廿五日 長政 御書判

村田 出羽守とのへ
(吉次)
(重成)
吉田 七左衛門とのへ
(定則)
堀 平右衛門とのへ
(一成)
野口 左介とのへ

那珂郡春日原の耕地開発について，長政は積極的に推進しようとしているかのようであるが，しかしその内実は農村居住の不耕作農民と慶長19年の大阪の乱以前における脱藩者を開墾に当たらせようというものでしかなかった。遠距離用水路を開墾して，大規模な開田を行い，領民の生活の安定を図ろうとするようなものではなかった。それと今一つ留意すべきことは，春免制という税制改革と結び付いていることが，想定されることである。春日原の耕地開発と同時に，開発対象の地名だけが異なるだけの，全く同文の指示が粕屋郡佐谷・陶両村についても為

31) 註28に同じ

32) 註4，1384号文書・註26（中巻）346頁

されている。表8をみると、元和4年には他に志摩郡新田村と鞍手郡御徳村・粕屋郡新原村、それに元和年中に大坂の落人平田氏によって立村されたとする夜須郡山隈村が耕地開発に関連するものと推定されるが、いずれも規模は大きくない。志摩郡新田村の場合、黒田長政黒印状写⁽³³⁾に、次のようなものがあるが、村高としては元禄7年現在で742石余と、これが最大規模である。

黒田長政黒印状写

以上

後藤彦右衛門下候間、申遣候、佐谷五郎太夫越候ニ、九月一日之状被見候、志摩郡塩堤普請出来候由聞届候、百姓共仕付候ハ由尤ニ候、無油断人ヲ集、百姓仕立可申候也

(元和四年カ)

十月廿三日 長政 御黒印

菅 和 泉 守とのへ

喜多村安右衛門とのへ

上 原 丹後守とのへ

ところで普請奉行は長政書状の多くからみて、竹森清左衛門であったと考えられる。例えば「増益家臣伝」三・四⁽³⁴⁾では、「普請営作の機巧常人の及ふ所にあらず、江戸・大坂御城普請の事、長政・忠之に命せられし時ハ、皆貞幸（竹森清左衛門）を遣して、其事を営ミはからしむ」と記されている。その竹森氏に宛てた長政の遠賀川改修計画⁽³⁵⁾は、長政畢生のものであった。

遠賀川の氾濫は、大雨の降る度にみられたもののようであり、慶長17年閏10月長政は竹森清左衛門に宛てて、遠賀川郡川筋の普請工事にどれほどの夫役徴収が必要であるかを見積り、11

月3日には「御牧郡の河筋の普請、総國中百姓、此跡之夫役算用候て、正月五日より可申付事」と命じている。閏10月の見積によれば、百姓役2万3920人、奉公人10万5千人の労働力を徴収するものであった。そして12カ所で工事が着手された。

そもそも遠賀川は源を鞍手郡の犬鳴山、嘉穂郡の馬見岳、豊前国彦山などに発して水勢を増し、急流となり、鞍手郡木屋瀬に至ってはじめて緩やかな流れとなるという。しかし土砂のために、芦屋では随所に洲が出来て、大潮や大雨で逆流して広い地域にわたり洪水を起こしたともいう⁽³⁶⁾。

この長政による遠賀川大工事が、何時どのような形で終わったのか判然としないが、その後も必ずしも遠賀川の氾濫が治まったのでもないように考えられる。ことに芦屋の河口ではいろいろと悩まされたらしく、年度不明の竹森清左衛門宛長政書状⁽³⁷⁾によると、

「御牧河筋大水出候付て、兩人見及、絵図指越得其意候、是ハ拙子罷下候てならてハ、成間敷候間、其内ハ普請之きた無用候、但芦やのほり切ハ芦や之者之ためニ候間、彼地之者共可仕と申候は、所の者次第ニ可仕候」と記して、芦屋の河口の工事には手を焼いていた様子が窺える。

芦屋河口の付帯工事である吉田切貫工事は、元和7年再度長政の企画にも拘らず彼の存生中には実現せず、竣工をみたのは宝暦12年のことであった⁽³⁸⁾。

しかし遠賀川の治水工事は、石高の面からみると、遠賀郡に多大の増石をもたらしたようで

33) 註4, 394号文書

34) 福岡県立図書館蔵。他に「竹森文書」一・二（黒田家文書、九州大学国史学研究室マイクロフィルム）参照

35) 註4, 708号文書

36) 註28に同じ

37) 註4, 674号文書

38) 『福岡県史資料』第1輯

表 9 郡別石高の比較

郡名	慶長中内高	旧高旧領調高	増加率
御 牧	44723.832	54956.349	1.22
宗 像	54171.228	56306.452	1.04
鞍 手	55580.109	60628.832	1.09
穂 波	36661.106	38103.410	1.03
嘉 麻	43575.690	46349.645	1.06
上 座	23781.233	25596.638	1.07
下 座	20190.700	21436.282	1.06
夜 須	37238.752	40286.569	1.08
御 笠	36662.865	37512.697	1.02
粕 屋	59865.503	62854.032	1.04
席 田	9782.010	9899.329	1.01
那 珂	41122.114	42611.355	1.03
早 良	43360.309	45153.320	1.04
志 摩	41977.038	44058.270	1.04
怡 土	17729.592	18417.647	1.03

史料…「慶長中調 筑前国各村別石高帳」
「旧高旧領取調帳」九州編（近藤出版社）

ある。表 9 は郡単位で慶長年間と明治 4 年の廃藩置県時の石高を比較したものである。廃藩置県時の石高を使用したのは、長政死去の元和 9 年以降支藩の設置などによる石高の出入りを避けるためである。表 9 を一覧してすぐ気付くことは、御牧郡の異常な増石であろう。他郡が 1 割以下の石高増加しか示していないのに比べて、御牧郡だけは 22% の増石を成し遂げている。しかしそれが長政時代のものか、或は後代のものは、判然としない。いずれにしても、慶長 8 年以降慶長期を通じて、連年にちかい形で幕府から手伝普請を命ぜられた福岡藩は、藩内の土木工事にそれほど余力があったとは考えられない。それは元和 9 年 7 月忠之に宛てた遺言書³⁹⁾に、大坂城手伝普請で家臣へ貸し付けた銀子 200 貫目の返済を猶予させていることにも、その間の事情が窺えよう。

39) 註 4, 1387 号文書

4. 走り百姓の統制について

近世初期各大名は、農民数の維持増大策に腐心するところがあった。ここではその政策の一端として、農民の逃亡防止と走り者を呼び戻すための還住策について、検討しておきたい。農民の走りと人返しは、もちろん中世、ことに戦国期より盛んであったが、それは近世初期にも農民支配政策の根幹であった⁴⁰⁾。

農民逃亡の防止策として採用されたのではないかと考えられるのが、慶長 8 年における 6 端城の設置（支城駐屯制度）である。図 1 を見ると、6 端城の内鷹取城・大隈城・松尾城・左右良城が豊前・肥後の国境線にそって設けられていることが注意を惹く。若松城・黒崎城も北辺の守りを固めたものとすれば、その配置の意図が問題となろう。しかも以上の 6 端城の設置の他に、菅六之介を怡土郡に、黒田養心を那珂郡に、黒田惣右衛門・黒田吉兵衛を夜須郡に、それぞれ居住せしめ、慶長 10 年には黒田甚四郎に菅和泉を添えて怡土郡に配置するなど細心の配慮をしている⁴¹⁾。これらの領域支配政策は、近世初期にもまだ盛んであった農民の逃亡（走り百姓）を阻止するためであったと考えてよからう。

福岡藩は慶長 5 年豊前中津より筑前へ転封する際に年貢米を先取りして、そのために豊前細川藩との関係が悪化したという。確かに「細川家史料」にでてくる細川忠興書状は黒田長政に

40) 中村吉治『近世初期農政史研究』（岩波書店）、宮崎克則「近世初期の大名権力と『走り者』返還」（『九州文化史研究所紀要』第 35 号）、同「近世初期の『走り者』対策と土地緊縛」（『九州文化史研究所紀要』第 36 号）

41) 『新訂黒田家譜』（文献出版刊）

福岡藩初期の農村支配について

図 1

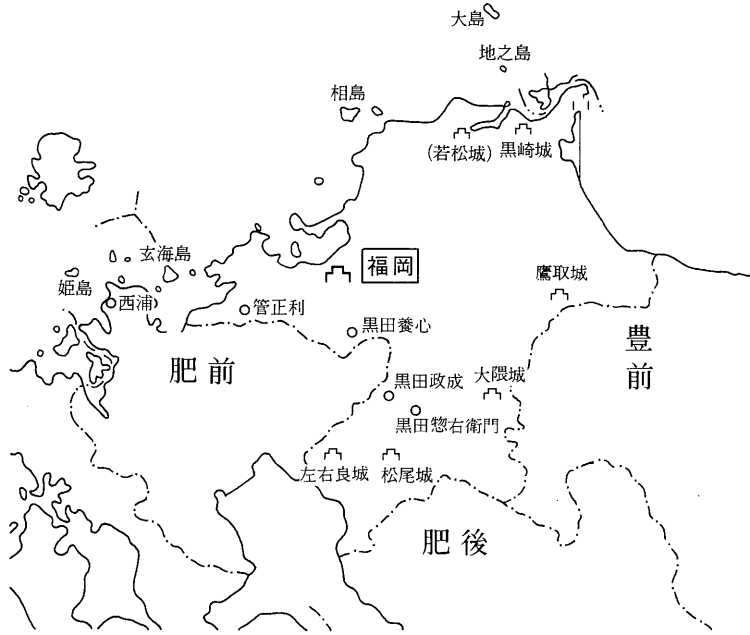


表10 細川・小倉藩領より日出藩領への走り者数

年代	件数	人数	男	女	性別不明	年代	件数	人数	男	女	性別不明
慶長6年	4	11	3	4	4	慶長18年	6	18	6	4	8
7年	1	4	0	0	4	19年	10	28	11	9	8
8年	3	5	3	2	0	元和1年	6	15	9	6	0
9年	1	4	2	2	0	2年	7	22	13	9	0
10年	0	0	0	0	0	3年	13	32	16	15	1
11年	3	11	7	4	0	4年	6	12	4	2	6
12年	0	0	0	0	0	5年	14	41	22	19	0
13年	10	25	13	12	0	6年	11	35	15	14	6
14年	2	6	2	1	3	7年	18	50	14	11	25
15年	7	19	10	9	0	8年	8	25	12	7	6
16年	5	21	13	8	0	年代不明	5	13	3	2	8
17年	5	13	5	4	4	計	145	413	183	147	83

資料…「内記領ヨリ右衛門太夫（日出藩）様御領内走越居申百姓之帳」（九大・熊大国史学科合同ゼミ資料より作成）

いろいろと毒付いており、その不仲は寛永7年加加爪忠澄の仲介で落着くまで続いたのである⁽⁴²⁾。しかも走り百姓について「走らせ損、取りどく」という認識は、幕府の方針でもあった。豊前細川藩では、表10のように日出藩領内へ大量の走り百姓を出していたのである。豊前細川藩の場合、慶長7年現在で領内6カ所に支城が設置された。中津、宇佐郡竜王、田川郡岩石、下毛郡一戸、田川郡香春、企救郡門司であって、一見して判るように領内全般に分置されていて、ことさら国境線沿いである特徴は認められない。その代わりに農村内部の相互監視体制が張り巡らされていたと推定される。

例えば元和2年頃到津村の庄屋が計略をめぐらして村の惣百姓を筑前に走らせ、本人はそしらぬ態度で年貢決定後百姓を呼び戻すという事件があった⁽⁴³⁾。そこで細川藩では庄屋をはじめ百姓をことごとく撫できりにして、名子百姓のみ助けたが、その後中国から田川郡へ走った有力百姓善兵衛を呼び、筑前境の目付同然の役を与えたという⁽⁴⁴⁾。また細川家内部の事情もあった。細川忠利が三斎（忠興）蔵入地へ逃げ込んだ百姓の返還を求めたのに対して、元和9年12月23日の三斎書状⁽⁴⁵⁾は次のようにそれを拒絶している。それは三斎蔵入地の百姓を増やしたいことは忠利と同じなので返還要求には応じられないこと、幕府も「走せ損、取どく」の方針であり、今後の走り者も「構者」は別にして「理非どく」に対応することなどである。ここでは領国経営の主眼が百姓数の確保にあることを端的に示している。

これらの豊前細川・福岡両藩境の緊張は、福

岡藩と佐賀藩との間では見られない。

佐賀城の築城に際して福岡藩の手伝いを得たことが、鍋島直茂書状⁽⁴⁶⁾に「筑前普請夫多々敷うけ取候儀、不及分別候」と述べられている。このような友好関係は音信贈答などにも見られるところであるが、両藩の走り者の相互返還策にもよく表れている。福岡藩における長政時代の法令⁽⁴⁷⁾を見ると、家臣団統制に関するものが圧倒的に多く、次に農村対策関係法令が多い。後はだいたい少なくなるが、町方対策、財政・流通関係、海防政策、漁村対策、寺社統制その他の順序となる。農村対策のなかで走り者についての規定は、慶長18年12月10日に郡奉行を通じて発布された「掟」⁽⁴⁸⁾に初期の方針が示されている。関係条例を掲げて置こう。

一蔵入・給人方百姓など対代官出入有之、他国え立退候儀停止ニ候、其村え罷越代官・給人ニ理り可申候、無承引候は何之村え罷越候共不苦候事

（1カ条省略）

一走り百姓理り相済、帰参仕度と申候ハ、代官・給人無異儀指返可申候、本給人より理不尽ニ指返候儀停止事

（3カ条省略）

一右相背候て他国え走候は、其者之儀は不及申、宿送り・迎仕候者迄曲事可申付事

最後の箇条は、慶長12年掟にも令達されているところであったが、これらの走り百姓に対する規定は、その後の法令からは姿を消すようである。近世初期における走り百姓の規定については地域差があるが、大体の傾向は多様な具体的なものから単純な規定へと変化し、その単純

42)『大日本近世史料』細川家史料 812号文書

43) 註42、409号文書

44) 註43に同じ

45) 註42、401号文書

46)『佐賀県史料集成』第13巻414号文書

47) 註6に同じ

48) 註6に同じ

福岡藩初期の農村支配について

表11 近世初期の走り者（福岡・佐賀藩）

年 代	走り者の在所	走 り 先
慶長13年3月	早良郡石田村百姓5人	萩郡若おり村、神崎郡4カ村へ
慶長16年2	福岡藩久光村喜作	佐賀領で絞殺
3	三笠郡塔原村源介女房	大隈村庄屋へ、男子2人女子1人別村へ
3	早良郡石釜村百姓4人	萩郡・神崎郡へ
3	早良郡椎原村百姓2人	三根郡舟石村、神崎郡やくかり村へ（成敗）
3	早良郡内野村清二郎	小城郡柳鶴村へ（成敗）
6	佐賀領嘉瀬庄源二郎	福岡藩家臣に奉公、後小城郡たて原村へ
7	佐賀領神崎町人5人	福岡藩甘木町へ
11	福岡藩村田出羽守家来	（大隈村）
慶長17年10	佐賀領石内村百姓	筑後へ走り、娘は別所村へ
10	福岡藩桐山大炊知行百姓名子	神崎郡いんどう村へ
閏10	佐賀領和泉村百姓4人	福岡藩東小河内村へ
慶長18年2	早良郡脇山村百姓2人	三根郡めた村へ
9	福岡藩家臣の下人	嘉嶋の西山安左衛門所へ
12	福岡藩家臣給地百姓娘	よこうち村へ
慶長19年8	佐賀藩町人助六	福岡藩城下町人所へ
8	志摩郡泊村百姓娘	河くほ村へ
慶長20年2	福岡藩桐山丹波与力の下女	窪山村へ
2	佐賀領小城郡百姓5人	福岡藩へ
4	（小河内蔵允書状）	走り女についての書状を備後・美作へ転送
慶長10年代	早良郡姪浜村下人	か□ご村唐人町へ
元和4年閏3	下座郡古郷村下人2人	みね郡しもつけ村・えこし村へ
閏3	早良郡檜原村百姓3人	上藤之原村へ
閏3	怡土郡多久村百姓善五郎	かまひだ町へ
年不詳3月	那珂郡老司村百姓	佐賀藩へ
3	粕屋郡中原村下人2人	嶺郡めた村へ
3	怡土郡井田村下女	小城郡山内小場村へ
3	福岡藩家臣の下人4人	佐賀領はうてう町へ
亥3	久留米藩山本郡飯田村百姓下女	神崎郡たうごく村へ
6	佐賀者かくせい	福岡藩志摩郡北崎板屋へ
6	福岡藩村田兵介知行百姓	三根郡津留村へ
9	佐賀藩綾部兵五郎家来	（黒田養心、走り者妻子ともに4人渡し）
11	早良郡東入間村下人	小城郡山内今河村へ
12	博多の町人2人	佐賀城下町へ（切腹）

史料…『佐賀県史料集成』第13巻 備考：「走り先」について、郡村名のみの方は佐賀領

化は走り百姓に関する責任を村に預けるところから来ているという⁴⁹⁾。

ところで、福岡藩と佐賀藩との間は友好関係でむすばれていたことは、さきに触れた。した

がって、走り百姓に対しても相互返還策をとっていたようである。その一部と考えられるものを掲示すると、表11のようになる。その走り百姓の返還を求める書状の全てが宛先は鍋島生三である。鍋島生三は、鍋島周防守清虎の三男で、もと高楊庵の住持をしていた。直茂老後の世話

49) 木村礎「逃散と訴」（『岩波講座 日本歴史』10）

役として還俗を命じられて、入道生三と称して姉川に知行地を与えられた。一方書状の主な発信者である黒田養心即ち黒田修理利則は、職隆の6男で始めは秀吉に仕え、のち孝高の附庸となった。筑前入国後は領地1万2千石を与えられ、那珂郡を預けられている。慶長17年閏3月5日に死去した。黒田養心の書状は、死去前年の慶長16年のものが圧倒的に多い。養心の年紀を欠く極月5日の書状⁵⁰⁾で、博多町の者の成敗を依頼しているが、その文言に「御無心之儀候へ共、相互之事候間、申入事二候」とあることから、走り者の相互返還が取り決められていたことが窺える。慶長17年養心の死去後は、その役は小河内蔵允が中心となったようである。慶長17年10月1日桐山大炊書状⁵¹⁾は、「此以前者、養心書状之取かハしも候つれ共、今程之儀者、誰とも不相定候間、拙者より申入事候」と記して、自分知行地の走り名子百姓の返還を求めている。これは養心死去直後のことであり、10月16日以降⁵²⁾は小河内蔵允へ走り者の返還交渉が一任されたのであろう。表11を見る限り、家族ぐるみの逃亡が6件、下人下女・名子等の隸属民が10件あり、当時の走り者の特徴を現していると考えられる。

以上走り者対策について検討してきたが、それは隣藩との友好関係の有無によって相当に様相を異にするものであった。ここでは豊前細川藩と佐賀藩両藩を取り上げて比較考察したが、佐賀藩の場合鍋島生三、福岡藩は黒田養心とい

う一門の有力家臣を交渉役に宛てて、走り者の相互返還を行っていた。そして黒田養心死去後、ようやく小河内蔵允という農政、財政担当者が登場する。

おわりに

福岡藩の初期農政について、二、三の角度から分析を加えてきた。簡単に要約しておこう。先ず郡奉行と代官の任命について、藩政初期にはやはり「庄屋仕立て」の感は免れず、一門等を始めとする有力家臣の知行地に包括してなされていた。しかし代官については元和期以降、百石台の実務派的家臣が多く登用されてくる。それは元和4年春免制の採用等に象徴されるような農政改革と結び付いていたと考えられる。また年貢収納について、年貢皆済状に見られる宛名人と「筆者」を取り上げて、それらの実務を担当した家臣団は、郡奉行や代官衆とは異なり低い家禄の吏僚派ではないかと推定した。それから長政時代、福岡藩初期においては、耕地開発等の開拓事業がそれほど活発ではなかったことを問題とした。そのことは幕府の手伝い普請の負担と関連すると考えられる。最期に走り者の統制について、当初は黒田家一門の黒田養心がその折衝に当たったが、彼の死去後は財政担当の実務吏僚派が登場したことを明らかにした。以上のことからして、福岡藩の農政は、元和期に一つの画期を迎えたと考えられる。

50) 『佐賀県史料集成』第3巻1041号文書

51) 註50, 1090号文書

52) 註50, 1059号文書